

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月29日
【会社名】	パナソニック株式会社
【英訳名】	Panasonic Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 津賀 一宏
【本店の所在の場所】	大阪府門真市大字門真1006番地
【電話番号】	大阪(06)6908-1121
【事務連絡者氏名】	経理・財務部 部長 井垣 誠一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番1号(パナソニック東京汐留ビル) パナソニック株式会社 渉外本部
【電話番号】	東京(03)3437-1121
【事務連絡者氏名】	企画業務部 部長 松下 和宏
【縦覧に供する場所】	パナソニック株式会社 渉外本部 (東京都港区東新橋一丁目5番1号(パナソニック東京汐留ビル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【提出理由】

平成27年6月25日開催の当社第108回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役17名選任の件

取締役として、長榮周作、松下正幸、津賀一宏、山田喜彦、高見和徳、河井英明、宮部義幸、伊藤好生、吉岡民夫、遠山敬史、石井 純、佐藤基嗣、奥 正之、大田弘子、榎戸康二、本間哲朗、筒井義信を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、安原裕文を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

	有効	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案						
長榮 周作	16,286,765個	13,804,207個	2,402,869個	79,689個	84.76%	可決
松下 正幸	16,286,767個	14,113,072個	2,094,006個	79,689個	86.65%	可決
津賀 一宏	16,286,767個	14,174,028個	2,033,050個	79,689個	87.03%	可決
山田 喜彦	16,286,766個	15,244,315個	962,762個	79,689個	93.60%	可決
高見 和徳	16,286,765個	15,202,208個	1,004,868個	79,689個	93.34%	可決
河井 英明	16,286,765個	15,245,148個	961,928個	79,689個	93.60%	可決
宮部 義幸	16,286,765個	15,244,934個	962,142個	79,689個	93.60%	可決
伊藤 好生	16,286,766個	15,378,375個	828,702個	79,689個	94.42%	可決
吉岡 民夫	16,286,765個	15,378,799個	828,277個	79,689個	94.43%	可決
遠山 敬史	16,286,765個	15,361,781個	845,295個	79,689個	94.32%	可決
石井 純	16,286,765個	15,381,164個	825,912個	79,689個	94.44%	可決
佐藤 基嗣	16,286,765個	15,381,503個	825,573個	79,689個	94.44%	可決
奥 正之	16,286,770個	15,134,712個	1,072,369個	79,689個	92.93%	可決
大田 弘子	16,286,766個	14,277,754個	1,929,323個	79,689個	87.66%	可決
榎戸 康二	16,286,766個	15,854,701個	352,376個	79,689個	97.35%	可決
本間 哲朗	16,286,766個	15,849,012個	358,065個	79,689個	97.31%	可決
筒井 義信	16,286,766個	14,608,341個	1,598,736個	79,689個	89.69%	可決
第2号議案						
安原 裕文	16,318,444個	15,268,248個	1,015,836個	34,360個	93.56%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号および第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権（事前行使分を含む）の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上